

財団法人大阪産業振興機構 寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人大阪産業振興機構（以下「振興機構」という。）と称する。

(事務所)

第2条 振興機構の事務所は、大阪府中央区本町橋2番5号に置く。

(目的)

第3条 振興機構は、大阪府内における産業振興のための事業を行うことにより、地域産業をはじめとする中小企業の健全な育成及び発展に貢献し、もって活力ある地域経済社会の形成、地域住民の生活向上及び福祉の増大に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 振興機構は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 振興機構の会館建設及び管理運営に関する事業
- (2) 経営相談・指導及び情報化促進に関する事業
- (3) 調査及び情報処理・提供に関する事業
- (4) 新製品及び新技術の開発支援又は移転、普及、展示、実演に関する事業
- (5) 教育、研修及び実習に関する事業
- (6) 設備等の貸与及び設備投資等の資金の供給に関する事業
- (7) 下請取引振興に関する事業
- (8) 国際ビジネス振興に関する事業
- (9) 育成支援施設の整備運営に関する事業
- (10) 中小企業等再生支援に関する事業
- (11) 大阪府出資法人相互の資金融通システムの管理・運営に関する事業
- (12) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 振興機構の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 賛助会費収入
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第6条 振興機構の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し又は担保に供することができない。ただし、振興機構の業務遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事の4分の3以上の同意を得、かつ、知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 振興機構の資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち、現金は郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 振興機構の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 振興機構の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(事業計画及び予算)

第 11 条 振興機構の事業計画及び予算は、理事長が作成し、その事業年度開始前に、理事会の議決を経てこれを定める。当該事業計画及び予算の変更についても同様とする。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(暫定予算)

第 12 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入支出することができる。
2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 13 条 振興機構の事業報告及び決算は、年度終了後 3 カ月以内に、理事長が作成し、その年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て理事会の承認を得なければならない。

(剰余金の処分)

第 14 条 振興機構の決算に剰余金があるときは、積み立てるか又は基本財産に繰り入れることができる。また、理事会の議決を経て、その一部又は全部を翌年度へ繰り越すことができる。

(義務の負担又は権利の放棄)

第 15 条 予算で定めるものを除くほか、新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 3 章 役員等

(役員の種類別)

第 16 条 振興機構に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1 人
- (2) 常務理事 1 人
- (3) 理事（理事長及び常務理事を含む。） 12 人以上 18 人以内
- (4) 監事 2 人又は 3 人

(役員を選任)

第 17 条 役員は、理事会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選により定める。
- 3 常務理事は、理事長が理事会の同意を得て選任する。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 5 理事のいずれか1名とその親族その他の特別の関係にある者の合計数は、理事数の3分の1を超えてはならない。
- 6 監事は、相互に親族その他の特別の関係にある者であってはならない。

(役員職務)

第18条 理事は、理事会を構成し、振興機構の業務の執行を決定する。

- 2 理事長は、振興機構を代表し、業務を統括する。
- 3 常務理事は、理事長を補佐して業務を処理し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第19条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでなおその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第20条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会において、理事の総数の4分の3以上の同意を得て、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障その他により職務の執行にたえられないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の場合、理事会において、議決の前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第21条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第 22 条 振興機構に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者又は振興機構に功労のあった者のうちから、理事会の議決を得て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、振興機構の運営に関して理事長の諮問に応じ、又は理事長に対して意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期については、第 19 条の規定を、報酬等については、第 21 条第 1 項及び第 2 項の規定をそれぞれ準用する。

第 4 章 理事会

(構成)

第 23 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の招集等)

第 24 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事の 3 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面によって請求があったとき、又は監事から会議の目的を記載した書面によって請求があったとき、理事長は、速やかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、理事に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した文書をもって少なくとも 3 日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りではない。
- 4 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事の定足数)

第 25 条 理事会は、理事総数の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(議決)

第 26 条 理事会の議事は、この寄附行為に別の定めがあるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。
- 3 理事長は、緊急に必要な場合又は軽易な事項については、書面による賛否を

求めて理事会の議決にかえることができる。

(理事会の議決事項)

第 27 条 理事会は、この寄附行為に別の定めがあるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 重要な規程の制定及び改廃
- (2) その他振興機構の運営に関する重要な事項

(議事録)

第 28 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 出席した理事の数及び氏名（書面表決者及び表決委任者についてはその旨を付記すること。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果

2 議事録には、出席理事の中から選任された議事録署名人 2 名以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

(監事の出席)

第 29 条 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第 5 章 事務局

(事務局)

第 30 条 振興機構の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、必要な職員をもって構成する。
- 3 事務局職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長がこれを定める。

(書類及び帳簿の備付け)

第 31 条 事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を常に備えておかなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事、監事及び職員の名簿

- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第32条 この寄附行為は、理事会において理事総数の3分の2以上の同意を得、かつ知事の許可を得なければ変更することができない。

(解散)

第33条 振興機構は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において理事総数の3分の2以上の同意を得、かつ知事の許可があったとき解散する。

(残余財産の処分)

第34条 振興機構が解散したときの残余財産は、理事会の議決を経、知事の許可を得て、振興機構と類似の目的を持つ公益法人に寄附するものとする。ただし、小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年5月22日法律第115号）第2条第5項の規定による設備資金貸付事業を廃止した場合にあっては、当該事業の貸付資金の未貸付額及びその後において支払を受ける償還額の合計額、並びに同条第6項の規定による設備貸与事業を廃止した場合にあっては、当該事業の貸与資金の未貸与額及びその後における徴収貸与料から中小企業金融公庫からの借入金及びその利息を除いた額は、大阪府に帰属する。

第7章 雑則

(委任)

第35条 この寄附行為の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 振興センターの設立当初の役員は、第 17 条第 1 項にかかわらず、設立者の定めるところによるものとし、その任期は、第 19 条第 1 項の規定にかかわらず、昭和 61 年 3 月 31 日までとする。
- 2 振興センターの設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 11 条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 3 振興センターの設立当初の事業年度は、第 10 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和 60 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この寄附行為は、昭和 59 年 7 月 10 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和 62 年 8 月 10 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 15 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。